平成 21 年度機構・定員審査に当たっての 政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

1 各府省の機構・定員要求に当たっての反映状況

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)において、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないとされ、また、予算の作成等に当たりその適切な活用を図るように努めなければならないとされている。

総務省行政管理局は、各府省に対して、政策評価の結果を機構・定員要求も適切に反映し、要求時に、評価結果が記載されている評価書を添付し、該当箇所を明示することを求めている。

2 政策評価結果の活用事例

総務省行政管理局では、これらの結果を活用しつつ審査を行った。その事例については、参考資料のとおりである。(活用例につき各府省1事例程度を抽出したもの)

3 今後の課題

政策評価結果の活用を通じて、現状には以下の問題点が認められた。

- ・ 機構・定員要求に反映したとして、各府省から提出された政策評価の結果には、機構・定員について触れられたものが少ない。
- 政策の目的・目標を達成するために体制強化が必要とする評価に際し、既存体制による効率的な実施等の体制強化に代わる手段との比較がほとんどなされていないことから、評価結果と機構・定員要求との関連が不明確。
- ・ 各府省の実績評価の単位は、ほとんどが施策レベルとなっているが、要求内容に比べ範囲が広すぎるため、当該政策全体の内容や進捗状況を把握する点においては有用であるが、機構・定員審査に活用するために必要な情報が得られるものとはなっていない。

(参考資料)

平成 21 年度機構・定員審査に当たっての政策評価の活用事例

部局名:内閣府大臣官房管理室

1. 政策の概要

| 政策目的 | 化学兵器禁止条約に基づき我が国が有する義務を適正に履行す る。 |
|-------|---|
| 政策目標 | 平成 24 年4月までに中国における遺棄化学兵器を安全かつ迅速に発掘・回収・処理すること。 |
| 政策の概要 | 第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、我が国は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負っている。条約上の義務を履行するため、遺棄化学兵器の大部分が埋設されている吉林省ハルバ嶺においては、安全かつ確実な方法により発掘・回収を行うとともに、廃棄処理を進める。また、中国各地で発見される遺棄化学兵器については、着実に発掘・回収を行うとともに、移動式処理設備を導入し廃棄処理を進める。 |

| 評価結果(概要) | ハルバ嶺においては、事業実施に必要な中国国内における事業承 |
|-----------|----------------------------------|
| | 認等の手続を進めているほか、砲弾等の埋設状況の把握等を目的と |
| | した試掘作業を開始した。 |
| | 他方、中国各地においては、これまで約4. 6万発の遺棄化学兵 |
| | 器を発掘・回収し、中国国内の保管庫に保管している。また、移動式 |
| | 処理設備による廃棄処理事業作業を南京から開始すべく、日中両政 |
| | 府間で協議を行っているほか、本設備を早期かつ円滑に導入すべく |
| | 調達準備を進めている。 |
| | 今後の大きな課題は、いかに安全に配慮しつつ、迅速かつ確実に |
| | 発掘回収を進めることができるか、ということ。これまでの発掘回 |
| | 収の知見・ノウハウを活かし、知見のある人間の積極的な活用等を |
| | 通じて、「安全かつ迅速な事業の実施」という課題に取り組む。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | 21 年度において「試掘」「移動式処理事業」「ハルバ嶺処理事業」 |
| 員要求への反映 | を実施することとしており、現場での作業管理業務を担当する要員 |
| | が必要であることから、中国との調整業務を行う現地要員として、 |
| | 参事官補佐3名を要求。 |
| | |
| | |

| 審査結果(概要) | 平成 21 年度から中国における処理事業が本格化し、現地における対応の必要が認められることから、3人の増員(いずれも 23 年度末までの時限)を認める。 |
|-----------|--|
| 評価結果の活用状況 | 遺棄化学兵器処理事業の実施状況の確認に、政策評価結果を活用 した。 |

部局名:公正取引委員会経済取引局取引部企業取引課、各地方事務所

1. 政策の概要

| 政策目的 | 下請法違反行為に対する措置 |
|-------|---|
| 政策目標 | 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。 |
| 政策の概要 | 下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査、 招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置 (法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は警告)を講ずる。 |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 下請法違反事件の勧告件数及び勧告·警告による下請代金の減額 分の返還額は改正下請法の施行後最多となっており、幅広い分野に おける下請法違反事件に厳正に対処しているため、下請事業者の利 益を保護するという法の目的に照らしてその有効性を評価できる。 下請法違反事件の警告は、前年度並の件数を維持するとともに、こ のうち約92%を30日以内に処理した。勧告件数は、改正下請法の 施行後最多の13件となっており、平均処理期間は前年度に比べ若干 短縮されている。 |
|------------------|---|
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 実績評価書の今後の課題として、調査部門の体制の強化が挙げられており、「基本方針2008」や「安心実現のための緊急総合対策」等の政府決定においても「下請法の厳格な運用」が求められていることから、引き続き、調査体制の強化を進め、下請法の一層の厳格な運用を図っていくため、上席下請取引検査官の増設及び下請取引検査官26人の増員の要求がなされた。 |

| 審査結果(概要) | 企業取引課に上席下請取引検査官を増設するとともに、本局・地 |
|-----------|----------------------------------|
| | 方事務所(支所)合わせて下請取引検査官 18 人の増員を認める。 |
| | |
| 評価結果の活用状況 | 政策評価結果のとおり、既に一定の効率性は達成されていると評 |
| | 価できるが、下請取引の適正化のニーズは以前にも増して大きいこ |

| とから、引き続き、効率性を高めながら調査体制の強化を進めてい く必要があると認められる。 |
|---|
| |

部局名:警察庁刑事局捜査第二課

1. 政策の概要

| 政策目的 | 犯罪捜査の的確な推進 |
|-------|--------------------------------|
| 政策目標 | 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防 |
| | 活動の強化 |
| | 業績指標①振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額 |
| | (達成目標:振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よ |
| | りも減少させる。) |
| | 業績指標②振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数 |
| | (達成目標:振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を前年よ |
| | りも増加させる。) |
| | |
| 政策の概要 | 最近、振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、 |
| | 現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取 |
| | る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手 |
| | 口は、一層巧妙化・多様化し、国民の間に甚大な被害が生じている |
| | ことから、捜査体制の整備、関係警察相互の連携、広報啓発活動の |
| | 推進等により捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。 |
| | |

| 2. 以東計価和来の権 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
|-------------|--|
| 評価結果(概要) | 業績指標① |
| | 認知件数 18年 19,020件 19年 17,930件 |
| | 被害総額 18年 25, 493, 300, 973円 19年 25, 142, 421, 788円 |
| | 業績指標② |
| | 検挙人員 18年 761人 19年 454人 |
| | 検挙件数 18年 2,974件 19年 3,079件 |
| | |
| | これまで実施してきた施策については、検挙率の漸増、認知件数 |
| | の漸減といった一定の成果がみられたが、検挙率は、未だ刑法犯全 |
| | 体の水準(19年: 31.7%)を大きく下回っており、また、被害状況 |
| | についても、19年中は月を追うごとに漸増傾向にあり、20年に入っ |
| | てからもその傾向に歯止めがかからず、過去最悪の被害が発生した |
| | 16年を上回るペースで推移している。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の検挙及び抑止に向 |
| 員要求への反映 | け、都道政策への反映府県警察に対する指導、関係警察相互の連携、 |

関係省庁・団体等との連携等強化のための組織及び体制増強のため

- (機構)振り込め詐欺対策官(1)(府令職)
- ・ (定員) 振り込め詐欺対策の強化のための増 3人

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)

振り込め詐欺をめぐる過去にない危機的状況を踏まえ、警察組織を挙げた取り組みを推進しなければならない状況は理解できるところであり、還付金等詐欺対策、犯罪ツール対策の体制を強化する必要性は認められることから、都道府県警察への強力な指導・調整等を行う組織、振り込め詐欺対策官(1)及び対策を講じる体制を強化するための増員(3人)を認めた。

評価結果の活用状況

これまで実施してきた施策については、検挙率の漸増、認知件数の漸減といった一定の効果が見られたが、これまでどおりの対策を継続するのみではますます状況が悪化することは明らかであり、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化のため、より一層効果的な施策を講じていく必要があることが確認された。

部局名:金融庁 証券取引等監視委員会

1. 政策の概要

| 政策目的 | 証券市場において取引の公正が確保されていること |
|-------|---------------------------------|
| 政策目標 | 市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引 |
| | の公正を確保すること |
| | |
| 政策の概要 | 証券取引等監視委員会において、不公正取引に対する的確な課徴 |
| | 金調査、ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査等の市場監 |
| | 視活動を実施。 |
| | |

2. 政策評価結果の概要

| 2. 政农計圖相未分似安 | |
|----------------------|---|
| 評価結果(概要) | 19事務年度の実績評価において、今後の課題として、 |
| 評価結果の機構・定 員要求への反映 | 20年6月の金融商品取引法の改正により課徴金制度の対象範囲、除斥期間、金額水準等の見直しに伴う事務量の増大が見込まれること等から、課徴金・開示検査体制整備のため、32人の増員を要求。 |

| 審査結果(概要) | 1. 証券市場における不公正取引やディスクロージャー違反の疑い |
|----------|---------------------------------|
| | がある事案については、公認会計士の監査においても発見するこ |
| | とが困難な場合がある。これらについては、報道・通報等の各種 |
| | 情報等に基づいて証券取引等監視委員会が事案を見出し、勧告を |
| | することによって、市場取引の公正性や開示書類の適正性が最終 |
| | 的に担保されることとなる。したがって、証券取引等監視委員会 |
| | の上記機能が十全に発揮されることは、信頼性の高い市場の構築 |
| | に向けて重要な取組である。 |
| | 2. 上記機能発揮の上で、現在、もっとも深刻なボトルネックとな |

| | っているのは、金融商品取引法の改正による課徴金制度の対象範囲、除斥期間等の見直しに伴う事務量の増大に対し、要員不足により対応しきれない状況が生じていることである。 3. このため、これらの事務量の増大に対応し、適切な課徴金調査・開示検査体制を維持するため、15 人の増員を措置することとした。 |
|-----------|--|
| 評価結果の活用状況 | 業務量について定量的な分析がなされていなかったため、ヒアリング等をとおして業務量指標のトレンド等を把握した上で、必要増員を精査した。 |

部局名:総務省行政評価局

1. 政策の概要

| 政策目的 | 政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年 |
|-------|---------------------------------------|
| | 金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制 |
| | 度・運営の改善を図る。 |
| 政策目標 | 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示す |
| | ことにより、年金制度に対する信頼を回復する。 |
| | |
| 政策の概要 | 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、 |
| | 年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を |
| | 実施。平成 19 年 6 月に設置された年金記録確認第三者委員会につ |
| | いては、平成 20 年 3 月末時点で、申立件数が約 5 万件、そのうち、 |
| | 処理を終了した件数が約6千件。なお、平成20年3月末までに申 |
| | し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える |
| | こととする。 |
| | |
| | |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっていると |
|-----------|--------------------------------|
| | 考える。 |
| | しかしながら、年金記録の訂正により国民の正当な権利を実現し、 |
| | 年金制度に対する国民の信頼回復を図るとの目標達成のためには、 |
| | 審議の公正性を確保しつつも、更なる処理の促進が必要である。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | 審議の公正性を確保しつつ、更なる処理の迅速化を図る必要があ |
| 員要求への反映 | るため、申立件数を勘案した一層の体制強化を図る必要があり、中 |
| | 央委員会 6 人、地方委員会 12 人の増員要求を行った。 |
| | |

| 審査結果(概要) | 中央委員会については、標準報酬月額の改ざん問題を踏まえ、中 |
|-----------|-------------------------------------|
| | 央第三者委員会の体制を強化する必要性が認められることから 6 人 |
| | の増員を認める。 |
| | 地方委員会については、21 年度において、20 年度及び 21 年度の |
| | 受付事案の処理を行う必要があることから 12 人の増員を認める。 |
| | |
| 評価結果の活用状況 | 政策評価結果において、「①さらなる処理の促進、②申立件数を勘 |

| 案した一層の体制強化」を課題としていることから、申立件数及び 処理件数の状況を確認し、定員審査を行った。 |
|---|
|---|

部局名:法務省入国管理局

1. 政策の概要

| The Control | 山る日のハエた笠田 |
|-------------|---------------------------------|
| 政策目的 | 出入国の公正な管理 |
| 政策目標 | 基本目標:平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国 |
| | 社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国 |
| | 際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。 |
| | 達成目標1:平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。 |
| | 指標1:平成20年度末における我が国における不法滞在者数(目 |
| | 標値等:12.5万人) |
| | 指標2:厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在 |
| | 者縮減のための施策の実施状況(目標値等:効果的な不法 |
| | 滞在者対策の実施) |
| | 達成目標2:円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を |
| | 増進する。 |
| | 指標:空港での審査に要する最長待ち時間(目標値等:20分以下) |
| | |
| 政策の概要 | 強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯 |
| | の取締り(摘発・収容・送還)の強化に必要な経費・要員の確保・ |
| | 充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、関 |
| | 係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施 |
| | し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法 |
| | 違反者の入国やテロの発生を未然に防止するため、最新鋭の偽変造 |
| | 旅券等の鑑識機器やバイオメトリクスを活用した厳格な上陸審査を |
| | 実施するなどの水際対策を推進する。 |
| | また、出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を |
| | 短縮するため、事前旅客情報システム(APIS)の運用、「プレ |
| | クリアランス(事前確認)」の実施、「セカンダリ審査(二次的審 |
| | 査) 」の実施、自動化ゲートの設置、日本人・外国人審査ブースの |
| | 振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置、外国人用に審査 |
| | 待ち時間を表示, 地方自治体からの研修員の受入れ及び出入国カー |
| | ドの多言語化といった取組を推進する。 |
| | |
| | |

| 評価結果(概要) | 【達成目標 1 】 |
|----------|------------------------------|
| | 平成19年度に実施した取組の具体的内容 |
| | ア 摘発体制の強化等 |
| | 法違反者の分散・小口化傾向の中,首都圏全体を対象とした摘 |

発体制の見直しと強化を図るため、①東京入国管理局東部出張所の新設及び東京入国管理局立川出張所に統括入国警備官の増設並びに東京入国管理局において入国警備官60人を増員措置、②大阪入国管理局における新庁舎移転により収容定員が200人に大幅に増加したことに伴い、同局における被収容者の監視、処遇及び送還のための要員として入国警備官22人を増員措置した。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成19年中に退去強制手続を執った外国人は、4万5,502人に上った。

イ 水際対策の強化

①正確かつ迅速な指紋鑑識を行うための専門的知識・技術を備えた専従の審査要員として、成田空港支局に入国審査官12人を増員措置、②海港における乗員上陸許可の審査において、上陸を希望する乗員については、空港と同様に個人識別情報の提供を求めることとし、仙台入国管理局、東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び海港を所管する出張所に入国審査官63人を増員措置、③1名のリエゾンオフィサー(連絡渉外官)をタイに派遣

これらの措置を講じた結果、平成19年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は1万424人に上り平成16年以降4年連続で1万人を超えている。

以上の結果, 平成20年1月1日現在の本邦における不法残留者数は14万9,785人で, 前年同期と比較して2万1,054人(12.3%)の減少となった。これにより, 平成16年からの4年間で6万9,633人減少したこととなり, 不法滞在者半減に向けた取組が一定の成果を挙げているといえる。

【達成目標2】

平成19年度に実施した政策(具体的内容)

事前旅客情報システム(APIS)※1を運用するための経費として117百万円の措置し、プレクリアランス(事前確認)※2については、48百万円の予算措置を講じ韓国及び台湾において実施、セカンダリ審査(二次的審査)※3を成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。

- ※1航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステム
- ※2外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行い、上陸拒否事由に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせ、また、本邦において行う活動が虚偽のものでないかどうかを確認するもので、入国する空港又は海港での審査の簡素化及び待ち時間の短縮を図るとともに、不法滞在者の発生を抑制するもの

※3 上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するもの

以上のような結果、個人識別情報を活用した入国審査の導入当初,新しい入国審査への習熟度の不足や導入時の混乱により審査待ち時間が長時間化する事態が生じたものの、その後、習熟度が向上するとともに、待ち時間は徐々に短縮され、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及びその他の地方空港ともに、最長審査待ち時間は平均約30分台になるなど、外国人の入国者数が過去最高を更新する中、審査待ち時間短縮に向けた様々な施策の効果が現れたといえる。また、平成19年における外国人の入国者数は915万2、186人で、前年に比べ104万4、223人(12.9%)増加し過去最高となるなど、国際交流の増進が着実に進展していると評価できることから有効性の観点からも、平成19年度における取組が妥当であったと評価できる。

評価結果の機構・定 員要求への反映

平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させるため及び円滑な 出入国審査を実施するため地方入国管理局に以下のとおり増員を要 求。(計210人)

- ① 出入国審査業務の充実強化に伴う増(92人)
- ② 在留管理業務の充実強化に伴う増(25人)
- ③ 退去強制手続業務の充実強化に伴う増(83人)
- ④ 難民審判業務の充実強化に伴う増(10人)

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審杳結果(概要)

平成 20 年度までの5年間で不法滞在者を半減させるため及び円滑な出入国審査を実施するため本年度必要な人員として、以下のとおり認めることとした。(計 199 人)

- ① 出入国審査業務の充実強化に伴う増(87人)
- ② 在留管理業務の充実強化に伴う増(25人)
- ③ 退去強制手続業務の充実強化に伴う増(77人)
- ④ 難民審判業務の充実強化に伴う増(10人)(4年後見直し)

評価結果の活用状況

①不法滞在者等好ましくない外国人を退去強制手続等により排除する取組における摘発体制の強化等、②水際対策を強化し新たな不法滞在者の発生を防ぐ取組み及び③円滑な出入国審査を実施するための体制整備の取組みの効果が確認された。

部局名:外務省

1. 政策の概要

| 政策目的 | 外交実施体制基盤の整備・強化(このうち「世界の主要国として |
|----------------|-------------------------------|
| | ふさわしい定員・機構の達成に向けた努力」の部分について) |
| 政策目標 | 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外 |
| | 交を実施する上で必要な体制の整備・強化 |
| | |
| 政策の概要 | 世界の主要国としてふさわしい定員・機構を達成することにより |
| | 外交実施体制を強化する。 |
| | |
| 政策の概要 | |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 平成20年度定員要求では、合計99の定員純増を行い、6大使館、1総領事館を設置し、外交実施体制の強化に進展が見られた。 |
|-----------|---|
| | |
| 評価結果の機構・定 | 激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、 |
| 員要求への反映 | 外交実施体制をさらに整備・強化する必要があると判断し、平成2 |
| | 1年度機構要求については、在外公館の新設(7大使館)及び2総 |
| | 領事館の廃止、定員要求については、242人の増員(減員▲162) |
| | を要求した。 |
| | |

| 審査結果(概要) | ○ 機構審査 総合的な外交力に配慮し、5大使館の新設を認めた。ただし、2 1年度に1総領事館及び24年度に1総領事館を廃止すること等の措置を併せて講ずることとし、全体として既存機構の合理的再編により対処した。 ○ 定員審査 総合的な外交力に配慮し、新設5公館に必要な定員9人(新規のみ)を含め、169人の増員を認めた(うち26人はアタッシェ増)が、定員合理化計画等により▲69人を削減(或いは他省庁への振替)し、在外公館に重点的に増員を割り振る等メリハリの効いた審査を行った。 |
|-----------|--|
| 評価結果の活用状況 | 機構審査に当たっては、安全保障などの政治的重要性、資源・エネルギー獲得を含む経済的重要性、企業支援や邦人保護の観点から |

の重要性、国際場裏での支持獲得等の観点も踏まえた相手国の国際 社会での位置づけ等を踏まえ、世界の主要国としてふさわしい機構 の達成に向け、5公館の新設を認めた。

定員審査に当たっては、世界の主要国としてふさわしい定員を確保するため、特に在外公館の体制整備が必要と判断し、169人の増員のうち、132人を在外公館に割り振った。

部局名:財務省 国税庁

1. 政策の概要

| 政策目的 | 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 |
|-------|----------------------------------|
| 政策目標 | 厳正・的確な滞納整理の実施及び消費税滞納の圧縮 |
| | |
| 政策の概要 | 優先的に着手すべき事案の的確な選定、進行管理に努めるなど、厳 |
| | 正・的確な滞納整理に取組。特に消費税については、他税目よりも優先 |
| | 的に着手するなど、早期かつ確実な徴収に努力。 |
| | |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 平成 18 事務年度の国税庁の実績評価(19 年 10 月)において、今 |
|-----------|--------------------------------------|
| | 後の課題等として、以下の旨の提言がなされている。 |
| | ・ 滞納残高は減少しているものの、依然として高水準にあること |
| | から、消費税について滞納の未然防止と滞納整理の促進に優先的 |
| | に取り組むことにより、効果を挙げることを期待。 |
| | ・ 悪質事案等に対して厳正・的確な滞納整理に取り組む必要。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | 消費税及び源泉所得税の滞納整理を促進し、滞納残高を引き続き |
| 員要求への反映 | 減少させるための体制整備として、165人の増員を要求。 |
| | |

| 0. 液件 足具宙且 | 100計圖船来60沿州 |
|------------|--|
| 審査結果(概要) | 1. 消費税滞納に係る増員の必要性 |
| | ・ 景気悪化により中小企業の資金繰りが厳しい状況となってい |
| | る中、消費税の新規発生滞納額が平成 19 年度に増加へと転じる |
| | 一方(18→19 年度:4, 950 億円→4, 977 億円)、整理済額のペー |
| | スが鈍ってきている(16~19 年度にかけて、毎年度、整理済額 |
| | の実績は対前年度比で平均3%以上の低下が続いている)。 |
| | ・ これまで、大口悪質事案の重点的処理、少額事案の効率的な |
| | 処理等により、消費税の滞納残高(※)は平成 13 年度以降年々 |
| | 減少してきたが、上記の点を踏まえると、現状のまま推移すれ |
| | ば、今後は滞納残高も増加に転じるおそれ。(※)滞納残高=過 |
| | 去に発生した額+新規発生額-整理済額 |
| | ・ 滞納発生額全体の5割・滞納残高全体の3割強を占める消費 |
| | 税滞納が長期化し、全体の滞納残高増加に転じる事態を防ぐ必 |
| | 要。また、いわば国民からの預り金としての性格を持つことか |

らも、消費税の滞納額圧縮の取組は重要。

- 2. 源泉所得税滞納に係る増員の必要性
 - ・ 源泉所得税は、従業員等からの預り金であり、その滞納の悪 質性は極めて高い。
 - ・ 処理困難事案の増加により、滞納の長期化が進んでおり、滞納残高のうち発生後5年を過ぎるものが 19 年度で 44.8%に達している (14 年度 36.9%→19 年度 44.8%)。放置すれば事態は深刻化することから、特に悪質性の強いものから、長期滞納事案の整理に取り組む必要。

3. 結論

・ 上記のように、消費税・源泉所得税の滞納整理を促進する取組については、コンプライアンス向上の観点から必要性の高い取組と認められることから、上記取組を行うための体制として、165人の増員を措置することとした。

評価結果の活用状況

業務量について定量的な分析がなされていなかったため、ヒアリング等をとおして業務量指標のトレンド等を把握した上で、必要増員を精査した。

部局名: 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

1. 政策の概要

| 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学 校づくり |
|---------------------------------------|
| 幼児教育の振興 |
| |
| 「認定こども園」制度の普及促進を図り、保護者や地域の多様な |
| 教育・保育ニーズに応える。 |
| |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 「認定こども園」の普及促進を図るとともに、「幼稚園における学校評価ガイドライン」の作成や幼稚園教育課程理解推進事業等、幼児教育の質の向上のための取組のほか、子育て支援事業の取組等を実施した。また、就園機会の充実のため「幼稚園就園奨励費補助金」の充実を図った。 幼児教育の質の向上や子育て支援事業においては概ね想定通り目標を達成できているが、認定こども園の普及や就園機会の充実の面では、進捗状況にやや遅れが見られる。 | |
|----------------------|---|--|
| 評価結果の機構・定 員要求への反映 | 認定こども園の普及について、進捗状況に遅れが見られるという 指摘を受け、幼保の枠組みを超えた総合的な財政支援のための「こ ども交付金」の創設や運用改善・制度改革を検討し、「こども交付金」 の企画立案、運用を行うための要員として認定こども園運営係長1 人の増員要求がなされた。 | |

| 審査結果(概要) | 認定こども園について、新たな財政支援に係る予算執行、既存補助制度の一体的執行の推進、関係者への指導助言等を行うため、認定こども園運営係長1人の増員を認める。 |
|-----------|---|
| 評価結果の活用状況 | 政策評価結果の通り、認定こども園の普及については遅れが見られるが、普及促進を図る必要性は認められ、教育振興基本計画で掲げた、できる限り早期の認定件数 2,000 件以上という目標の達成が望まれる。そのため、制度の運用改善等が強く求められており、その検討、企画立案のために体制を強化する必要が認められる。 |

部局名:厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

1. 政策の概要

| 政策目的 | 食品等の安全性を確保すること |
|-------|--------------------------------|
| 政策目標 | 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること |
| 政策の概要 | <目的等> |
| | 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その |
| | 他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生 |
| | を防止し、もって国民の健康の保護等を図る。 |
| | <根拠法令> |
| | ・食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) |
| | ・健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) |
| | ・と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号) |
| | ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律 |
| | 第 70 号) |
| | ・食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号) |
| | ・食育基本法(平成 17 年法律第 68 号) |
| | |

| 評価結果(概要) | 1. 中国産冷凍ぎょうざによる薬物中毒事案を踏まえ、本年2月22 |
|----------|---|
| | 日に取りまとめられた「食品による薬物中毒事案に関する関係閣 |
| | 僚会合による申合せ」に基づき、食品衛生法施行規則の改正を行 |
| | い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければなら |
| | ない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、「食品等事業者が実施 |
| | すべき管理運営基準に関する指針 (ガイドライン)」の改正を行っ |
| | たところであり、 <u>厚生労働大臣に対して迅速かつ効率的な報告が</u> |
| | 行われる仕組みとした。 |
| | 2. |
| | ① 本年 5 月 23 日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に |
| | 関する行政評価・監視」結果に基づく勧告を踏まえ、モニタリン |
| | グ検査についてきめの細かい対応が可能となるよう、モニタリン |
| | グ計画を見直し、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むことが |
| | |
| | ② 平成18年5月29日から施行されたポジティブリスト制度につい |
| | ては、平成19年度には29農薬等の見直しを図ったところであり、 |
| | 今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効 |
| | 率的な試験法の整備や残留基準の設定を継続的に推進する必要が |
| | 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 |

| | ある。 |
|-----------|---------------------------------|
| 評価結果の機構・定 | (食品安全部) |
| 員要求への反映 | 1. 厚生労働大臣への報告対象範囲の拡大に伴う報告件数の増加に |
| | 対応するため、食品危害情報解析室の新設及び担当職員3人の増 |
| | 員要求が提出された。 |
| | (検疫所) |
| | 2. ①ポジティブリスト制度の推進、②総務省からの勧告を踏まえ |
| | たモニタリング計画の改善、等の課題に適切に対応するため、モ |
| | ニタリング件数の増加への対応や加工食品の検査体制等を新たに |
| | 整備することとしており、これに対応する要員として検疫所の食 |
| | 品衛生監視員55人の増員要求が提出された。 |
| | |

| 3. 依件 足貝番且 | 107計圖相采07/17/17 |
|------------|---------------------------------|
| 審査結果(概要) | 冷凍ギョウザ事案の後も、食品危害事案が頻発し、国民の安全を |
| | 脅かしていることから、以下の通り機構・定員を認めることとした。 |
| | (食品安全部) |
| | 1. 24時間365日保健所等から寄せられる大量の食品危害情報 |
| | を迅速・適切に分析し、対応する必要があることから、食中毒被 |
| | 害情報管理室の設置を認めると共に、2人の増員を認めた。 |
| | (検疫所) |
| | 2.ポジティブリスト制度の推進や、モニタリング計画の見直し等 |
| | による検査業務の増大に対応するため、食品衛生監視員33人の |
| | 増員を認めた。 |
| | |
| 評価結果の活用状況 | 1. 評価書では、中国製冷凍ぎょうざ事案をはじめとする食品危害 |
| | 情報に適切に対応するため、食品衛生法施行規則及びガイドライ |
| | ンの改正を行い、迅速かつ効率的な報告が行われる仕組みとした |
| | ことを評価している。これを踏まえて、この24時間365日健 |
| | 康被害情報が大量に報告される仕組みを適切に運営できるよう、 |
| | 食品危害情報管理室の設置及び担当職員2人の増員を認めること |
| | とした。 |
| | 2. 評価書では、モニタリング計画の見直し、ポジティブリスト制 |
| | 度の適切な推進が求められており、これに伴う検査業務の増加に |
| | 適切に対応するため、食品衛生検査員33人の増員を認めること |
| | としたものである。 |
| | |

部局名:農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

1. 政策の概要

| 政策目的 | 食の安全及び消費者の信頼の確保 |
|-------|--|
| 政策目標 | 消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが重要であるという考え方の下で、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」 |
| | に対する信頼感を持てること。 |
| | |
| 政策の概要 | 政策目標を達成するため、 |
| | ①食品の安全性の確保、②家畜伝染病等の対策、③植物防疫対策、 |
| | ④遺伝子組換え農作物の環境リスク管理、⑤消費者の信頼の確保 |
| | の対策を実施。 |
| | |

| 2. 以水叶Ш心木切似 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
|-------------|--|
| 評価結果(概要) | 食品の安全確保、家畜、養殖水産動物、農産物等の防疫対策、遺 |
| | 伝子組換え農作物の環境リスク管理の目標については、適切なリス |
| | ク管理が実施されており、政策手段は有効であると考えられる。こ |
| | れらの施策は、それぞれの目標が達成された状態を維持することが |
| | 重要であることから、今後とも科学に基づいたリスク分析の考え方 |
| | に従って、継続的に推進する。 |
| | 遺伝子組換え農作物の環境リスク管理については、遺伝子組換農 |
| | 作物の使用が我が国の生物多様性(野生動植物の生態系等)に影響 |
| | を及ぼさないよう未然に防止する必要があるが、カルタヘナ法に基 |
| | づく緊急発動件数は、平成 19 年度末現在、0 件であり、目標の達成 |
| | 状況はおおむね有効となった。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | 評価結果では、遺伝子組換え農作物の環境リスク管理の目標につ |
| 員要求への反映 | いては達成しているものの、①遺伝子組換え農作物の海外での栽培 |
| | 面積は、大豆、トウモロコシ、ナタネ等を中心に毎年 10%以上の割 |
| | 合で急速に増加していること、②近年、開発途上国で遺伝子組換え |
| | │ 農作物の開発・実用化が活発化していることから、遺伝子組換え農│ |
| | 作物が輸入され、栽培やこぼれ落ちを通じて我が国の生態系に悪影 |
| | 響を及ぼす危険性が非常に高まっていることから、引き続き、遺伝 |
| | 子組換え生物の申請対応を含めたリスク管理体制を強化する必要性 |
| | があるともされており、遺伝子組換え農作物承認申請の審査担当の |
| | 増員を求める今回の要求に合致するものとなっている。 |
| | |
| 1 | |

| 審査結果(概要) | 乾燥耐性成分の強化等の従来になかった複雑な形質を付加した遺伝子組換え作物の開発の量的・質的な拡大や、バイオマス用微生物等の農作物以外の遺伝子組換え生物の開発が急速に進展しており、今後、遺伝子組換え作物の承認申請が増える見込みである。また、遺伝子組換え作物・微生物等の申請内容が質的にも高度化・多様化してきている中で、その審査に当たっては設定した標準処理期間を超える日数を要している状況にある。このため、申請者からの審査期間短縮の要請に応えるためにも、審査官の増員を認めることとした。 |
|-----------|---|
| 評価結果の活用状況 | 評価書にある遺伝子組換え作物の栽培の増加の状況、開発・実用 化の活発化の状況について、その内容をヒアリングを通じて把握し、 それを基に要求定員の算出根拠などを精査した。 |

部局名:経済産業省製造産業局

1. 政策の概要

| 化学物質管理 |
|--------------------------------|
| 透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手 |
| 順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響 |
| を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達 |
| 成する。 |
| |
| 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活 |
| の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対す |
| る化学物質の影響が適切に管理されるよう、その科学的・国際的な |
| 動向と整合させつつ、①我が国における化学物質上市前事前審査・ |
| 使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共 |
| に、②その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の |
| 産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を |
| 浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進 |
| する。 |
| |
| |

| 2. 以宋計Ш帕未仍似安 | | |
|----------------------|--|--|
| 評価結果(概要) | 化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の 自主的取り組みを促す化管法は、(狭義の)化学物質管理政策の柱 であり、これまで累次の制度見直しや新制度の制定等により、時代 に応じた制度の合理化・適正化を進めてきたところ。 現在、化学物質管理を巡る環境変化に適切に対応するため、政策 の方向性及び法の見直しの在り方を検討しているところである。平 成21年度は、化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小 化するため、新規化学物質だけでなく、既存の化学物質についても 管理の網を広げるとともに、化学物質自体の製造・輸入段階のみな らず、化学物質を使用して製品を製造する等の段階を含めたサプラ イチェーン全体における管理体制の構築を図る。 | |
| 評価結果の機構・定 員要求への反映 | 化審法改正により、化学物質管理がリスクベースの規制に軸足を 移すにあたり新たに構築される審査体制に必要な定員を要求。 | |

| 審査結果(概要) | 平成 21 年度に①既存化学物質のリスク評価に係る優先順位付け、 |
|-----------|----------------------------------|
| | ②リスク評価を用いた審査手法の確立に向けた検討を行った上で、 |
| | 22 年度からは、リスク評価を導入した既存化学物質の審査を実施す |
| | るため、課長補佐2人及び係長2人の増員を認めた。 |
| | |
| 評価結果の活用状況 | 評価結果により、化学物質の適正管理の必要性を把握するととも |
| | に、ヒアリングにおいて今後の業務量予測等の増員数の算出根拠に |
| | ついて精査した。 |
| | |

部局名:国土交通省政策統括官付参事官付

1. 政策の概要

| 政策目的 | モビリティサポートの推進 |
|-------|--|
| 政策目標 | 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 |
| 政策の概要 | 地域の抱える様々な課題に対応するため、自律移動支援プロジェクトの成果や民間企業等が蓄積してきたユビキタス技術等を活用することによって、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報をいつでも、どこでも入手することができる環境を街づくりの中に構築する。 |

| 2. 政東計画和未の似安 | |
|--------------|---------------------------------|
| 評価結果(概要)) | 国が策定したIT新改革戦略などにおいて、ユビキタス技術等を |
| | 活用した移動を支援するシステムの実用化、地域への展開、社会基 |
| | 盤の普及が位置づけられている。 |
| | 各地域では、地域の様々な課題に対応するため、地域を訪れる人々 |
| | やあらゆる居住者の移動や交流を促進する一環として、ユビキタス |
| | 技術を活用した移動支援システムの構築が強く求められている。 |
| | しかしながら、地方公共団体等では、この様なシステムを構築す |
| | るためのノウハウや技術が十分ではない。 |
| | このため、「モビリティサポートモデル事業」を創設し、地域の先 |
| | 進的な取組のうち、全国的課題の解決に資するものなどについて、 |
| | 地方公共団体等に対して支援することにより、移動支援システムの |
| | 技術仕様等の策定・見直しや適用事例の充実を図り、全国的な展開 |
| | に向け、その成果を広く周知、提供することが必要である。 |
| | |
| 評価結果の機構・定 | ・モデル事業の実施に際して、学識経験者等からなる委員会の運営、 |
| 員要求への反映 | 地方公共団体等との調整・技術的支援を実施する必要がある。 |
| | ・モデル事業の成果を全国に水平展開するために、成果の公表、啓 |
| | 発活動を実施するとともに、地方公共団体等に対する技術的支 |
| | 援・助言を継続的に実施する必要がある。 |
| | ・ユビキタス技術を活用した移動支援システムの普及展開に当って |
| | は、技術仕様等の策定及び見直しが必要であり、その際には、関 |
| | 連技術の動向調査、各地域での実施状況調査を実施し、専門分野 |
| | 毎の学識経験者、民間企業、社会資本整備事業・公共交通担当部 |
| | 局等との調整を実施する必要がある。 |

これらの新たな業務の増加に対応するために定員1名(課長補佐)を要求。

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)

以下の理由により、要求どおり1人の増員を認めることとした。

・I T新改革戦略、重点計画-2008(いずれもI T戦略本部決定)、長期戦略指針「イノベーション25」(閣議決定)、第3期科学技術基本計画(総合科学技術会議決定)において、2010年までにユビキタスネットワーク技術を活用し、身体的状況、年齢、使用言語等を問わず、いつでも、どこでも、誰でもが移動に必要な情報を入手できる自律移動支援システムを確立することとされている。このため、このユビキタス技術等を活用した機器等を整備するためには、道路、河川、鉄道、港湾等の社会資本整備関連の法律や事業を所管する部局との調整、また、ユビキタス関連技術を活用した機器等の普及のためには、産学官の連携が必要であり、民間企業等の連携・調整などの業務が発生するなど、これらに対応する新規増員が必要な業務量が十分に見込まれる。

評価結果の活用状況

審査に当たっては、国土形成計画(平成20年7月4日閣議決定)において、「科学技術の振興に加え、既存制度の積極的見直しや、GIS、電子タグやセンサーネットワークなどの人・物・車と情報を結びつける基盤等、汎用性の高い社会的な基盤の構築をスピード感を持って行うことで、様々な分野においてイノベーションを同時に推進する。」と記載されていること及びIT新改革戦略(平成18年1月19日IT戦略本部決定)において、「電子タグを含むユビキタス技術等の最新技術を活用して、高齢者、障害者、外国人を含むあらゆる人が、自律的に円滑な移動を行うことを支援するシステムを実用化し、地域への展開を図る。」と記載されていること等を踏まえて、精査した。

部局名: 気象庁予報部業務課

1. 政策の概要

| 政策目的 | 災害が予想される地域の市町村長が行う避難勧告等の判断を効果 的に支援するとともに、危険地域の住民に自主的な避難活動を促す。 |
|-------|--|
| | |
| 政策目標 | 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観 |
| | 測・通信体制を充実する。 |
| | |
| 政策の概要 | 豪雨、河川氾濫等が予想される場合に、二次細分区域(約 370 区 |
| | 域)を単位に発表していた大雨警報、洪水警報等を、平成 22 年度か |
| | ら市町村単位(約 1,800 区域)まで細分して発表する。 |
| | |

| 2. 以來計価和未切物 | <i>1</i> .5 |
|------------------|--|
| 評価結果(概要) | 気象庁は豪雨・暴風等による被害を防止、軽減するために、大雨 警報等を発表している。しかし、防災活動においては避難勧告等を 適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったり、避 難勧告等が伝わっても住民が避難しなかったりして、十分な効果を 挙げることが出来ない場合がある。 市町村としては、気象庁による警報の対象区域が通例複数の市町 村を含む区域として定められているために、警報の発表と避難勧告 等の発令をどのように関連させるべきかが考え難いこと、同じ理由 で住民が自らの地域の危険性を認識しにくいことが、情報の効果を 損なっていると考えられる。 このため、地域をさらに細分して、市町村毎に警報を発表するこ とにより、市町村長による避難勧告等の判断を支援し適時的確な発 表がされるとともに、危険地域の住民の自主的な避難活動が促進さ |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | れ、気象災害の防止・軽減につながる。 平成 22 年の出水期から市町村単位の警報を実施するにあたり、運用開始に向けた準備作業を平成 21 年度から行う必要があるため、管区気象台及び海洋気象台に以下の定員を要求。 〇 市町村単位の警報運用体制の強化に伴う増 32 (管区気象台及び海洋気象台) |
| | |

3. 機構・定員審査への評価結果の活用

審査結果(概要)

地方気象台等が発表する警報は、市町村の避難勧告の発令を支援する重要な判断材料であるが、現在の警報は、複数の市町村をまとめた領域を発表単位としており、局地的な集中豪雨など、激しい気象現象の発生する市町村が限定できる場合においても、同一の区分域内にある全ての市町村に対して警報が発表されてしまう。このため、現在の警報の運用では警報が必要な市町村が分かりにくく、他の市町村に引きずられて発表されているため、自分の市町村にとっては空振りが多いといったことから、市町村が発令する避難勧告等の判断に直接結びつく情報となっていない場合がある。

このことから、平成22年の出水期から、警報の発表単位を市町村毎にすることとし、平成21年度において市町村単位の作業環境の設定、発表シミュレーションによる警報有効性の確認等の作業を行う予報官を配置する必要があるため、32名の増員を認めた。

評価結果の活用状況

増員の必要性の判断に当たっては、当該施策の社会的ニーズ、効率性、有効性について審査を行い、政策アセスメント(事前評価書)の記載内容を適切と認めた。

また、平成 16 年度政策レビュー「台風・豪雨等に関する気象情報の充実」において、警報の発表対象とする地域細分化を推進して原則として市町村等を特定した警報の発表を5年程度で実施を目指すとしている。

部局名:環境省地球環境局

1. 政策の概要

| 政策目的 | 地球環境の保全(地球環境分野における国際協力・研究調査等) |
|-------|--------------------------------|
| 政策目標 | 環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な |
| | 貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力 |
| | の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査 |
| | などを推進する。 |
| | |
| 政策の概要 | ・国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグロー |
| | バリゼーションと環境保全に関する取組の展開。 |
| | ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関 |
| | する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保 |
| | 全・管理手法の検討。 |
| | ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツー |
| | ル及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政 |
| | 府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 |
| | ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 |
| | |
| | |

| 評価結果(概要) | 地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。 一方、グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行うこと及びアジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発 |
|---|--|
| | 平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発 の実現に向けた取組を促進することが課題。 |
| 評価結果の機構・定員要求への反映 | 地域環境協力及び地球温暖化対策に係る二国間協力体制について 強化するため、定員を要求。 |
| · 英文小 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |

| 審査結果(概要) | 排出量の多い途上国における気候変動の緩和策や、最貧国や島嶼 国等における適応策等にかかる協力を実施するため、地球環境局環 境保全対策課環境協力室に室長補佐2人、環境協力専門官1人及び 係長2人の増員を認めた。 |
|-----------|---|
| 評価結果の活用状況 | 評価結果により、アジア太平洋地域環境に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組を促進することの必要性を把握するとともに、ヒアリングにおいて業務量予測等の増員数の算出根拠について精査した。 |

部局名:防衛省大臣官房企画評価課

1. 政策の概要

| 政策目的 | 先進技術実証機(高運動ステルス機) |
|-------|---|
| 政策目標 | 我が国の防衛技術基盤を強化し、防衛力の質的向上を図る。 |
| 政策の概要 | 機体形状、機体構造、飛行制御、エンジン、アビオニクス等の将来の戦闘機等に適用が期待される先進技術のうち、これまで地上での検証を終了した技術について、システム・インテグレーションを図って実験機を製作し、実飛行環境下での技術の成熟度や技術の運用上の有効性を検証する。 |

2. 政策評価結果の概要

| 評価結果(概要) | 本事業の実施により、高運動ステルス機によるステルス性、高運動性等の先進技術についての技術資料を得るとともに、ステルス機に対する防空態勢検証の資を得ることができるものと評価できる。 |
|----------------------|--|
| 評価結果の機構・定 員要求への反映 | 将来の戦闘機等に適用が期待される各種先進技術のシステム・インテグレーションを図った高運動ステルス機を試作し、実飛行環境下においてシステムの成立性を確認するとともに、運用上の有効性を検証し、実機適用への見通しに関する技術資料を得るため、研究要員(研究職 1 名)を定員要求した。 |

| 審査結果(概要) | 本事業を通じて、将来我が国が保有すべき戦闘機に関わる技術的 見通し及び持つべき機能・性能の見通しを得ることは我が国の防衛 技術基盤の強化に必要不可欠であると判断し、増員を認めた。 |
|-----------|---|
| 評価結果の活用状況 | 増員の必要性判断に当たっては、先進技術実証機(高運動ステルス機)の必要性、開発の効果について、平成20年度政策評価書(事前の事業評価結果)の記載内容を適切と認めた。 |